

昭和四十五年法律第百三十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第二章 一般廃棄物

第四節 一般廃棄物の処理に係る特例

(一般廃棄物の広域的処理に係る特例)

第九条の九 環境省令で定める一般廃棄物の広域的な処理を行い、又は行おうとする者(当該処理を他人に委託して行い、又は行おうとする者を含む。)

は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

三 前号に規定する者が環境省令で定める基準に適合する施設を有すること。

ように努めなければならない。